

令和4年度 第4回

青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 令和4年7月1日（金）午後1時30分  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室

## 第4回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 令和4年7月1日（金）1日間  
場 所 青梅市役所3階教育委員会会議室  
日 程

- 1 教育長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 教育長報告事項
- 4 協議事項
- 5 議案審議  
議案第4号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について  
議案第5号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について  
議案第6号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について
- 6 教育長閉議および閉会宣言

---

### 教育長報告事項（再掲）

- 1 令和5年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）
- 2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分の報告について（指導室）
- 3 諸報告
  - （1）委員会等会議録
    - ア 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会会議録（教育指導担当）
    - イ 青梅市社会教育委員会議会議録（社会教育課）
    - ウ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）
  - （2）事業等の実施予定について
    - ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）
  - （3）事業等の実施結果について
    - ア 令和4年度学校基本調査結果について（教育総務課）
    - イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

---

### 協議事項

- 1 青梅市いじめ防止マニュアルの改訂について（教育指導担当）
- 2 青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会設置要綱の制定について（文化課）
- 3 成人年齢引下げに伴う成人式の新たな名称について（社会教育課）

|      |         |         |
|------|---------|---------|
| 出席委員 | 教 育 長   | 橋 本 雅 幸 |
|      | 教育委員会委員 | 大 野 容 義 |
|      | 教育委員会委員 | 稻 葉 恭 子 |
|      | 教育委員会委員 | 百 合 陽 子 |
|      | 教育委員会委員 | 杉 本 洋   |

|       |             |         |
|-------|-------------|---------|
| 出席説明員 | 教 育 部 長     | 布 田 信 好 |
|       | 教育総務課長      | 芥 川 純一郎 |
|       | 学 務 課 長     | 山 田 浩 之 |
|       | 指 導 室 長     | 拝 原 茂 行 |
|       | 教育指導担当主幹    | 鈴 木 章 郎 |
|       | 学校給食センター所長  | 中 村 浩 二 |
|       | 社 会 教 育 課 長 | 遠 藤 康 弘 |
|       | 文 化 課 長     | 北 村 和 寛 |
|       | 美 術 担 当 主 幹 | 田 島 奈都子 |

|     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| 書 記 | 教育総務課庶務係長 | 須 崎 満   |
|     | 教育総務課庶務係  | 渡 邊 雅 哉 |

午後1時32分開会

---

### 日程第1 教育長開会および開議宣言

【教育長（橋本）】 本日の定例会には、教育長および委員3名が出席しておりますので、本会議は成立しております。

なお、百合委員につきましては遅参ということで報告を受けております。

これより、令和4年度第4回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

### 日程第2 会議録署名委員の指名

【教育長（橋本）】 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員には、杉本委員を指名いたします。

【委員（杉本）】 はい、わかりました。

【教育長（橋本）】 次に、令和4年4月20日開催の令和4年度第1回定例会の会議録につきましては、前回の定例会でご配付し、それぞれご確認いただいております。よろしければこの場でご承認をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないようですので、令和4年度第1回定例会の会議録につきましては、ご承認をいただきました。

次に、令和4年5月6日開催の令和4年度第2回定例会および5月18日開催の令和4年度第3回定例会の会議録が机上に配付されております。ご覧をいただきまして、次回の定例会でご承認を賜りたいと存じます。

---

【教育長（橋本）】 次に、本日の議事進行につきまして、教育長報告事項の2につきましては、議事の都合上、本日審議される案件の最後に行いたいと思います。

---

### 日程第3 教育長報告事項

【教育長（橋本）】 それでは、教育長報告事項から始めます。

まず初めに、委員の皆様からご報告を頂戴したいと存じます。

【委員（大野）】 昨日、久しぶりの学校訪問があり、若草小学校へ行きました。そのときに感じたこと、考えたこととお話いたします。

まず1点目ですが、指導方法についてこれまでいろいろな工夫がなされてきましたけれども、ここでタブレット端末や電子黒板が導入されて、革命的に指導方法が変わってきたなということを強く感じました。

例えば、例を2点挙げさせてもらいたいと思います。

1点目は、6年生の英語の授業を短時間ですが見させていただきました。6年生は自分の行きたい国について、英語でプレゼンするために、発表原稿を英文にする作業をしていました。児童たちは、6年生ですからそれほど単語を知らないですし、ましてや文章としてつくることはできないと思っていました。ところが、インターネットで、日本語を入れると英語に翻訳できるというサイトがありまして、児童たちはプレゼンのアプリを立ち上げながら、同時にもう一つウィンドウを開けて、言いたいことを日本語で入れる。それが英語の文章として出てくるわけですよ。それを見ながら、自分のプレゼンのアプリにそれを移していく。そういう作業をしていました。それを見て私が思ったのは、これまで英作文というのは中学生が和英辞典とか英和辞典を使いながら、苦労しながらしてきたわけです。それが6年生で、タブレット端末とかインターネットを使うと、自分が言いたいことがかなり容易に書ける時代になってきたのだなということを感じました。

2点目です。わかき学級でマイクロビットを用いたプログラミングの勉強をしていました。私たちが訪問したのは、その授業が終わるところでした。その中で、前に座っていた児童が自分でプログラムをつくったのですが、改善したらもっと処理が速くなるというようなことを言ったのです。この手順の次はこれ、次はこれ、こういうのをアルゴリズムというのですが、そのアルゴリズムを工夫改善すれば、こんなに容易くプログラミングでもっといいものができるということ、その子は理解していました。タブレット端末が入るまでは、アルゴリズムによってどれだけ効率的につくれるかということは、当然経験できないですね。ですから、これからの時代、子どもたちがプログラミングを学んで、将来のIT社会にまたそれを理解して豊かに使うとか、専門家になるとか、そういうような時代がやってくるだろうと思いました。

私、35年くらい前、Windowsができる前に、BASICというプログラミング言語で、学校の成績処理ソフトをつくって、それを同僚たちにも使ってもらったのです。当時、パソコンも処理能力がないので、全部一括して入力しておいて、処理を開始すると、そんな大変な処理じゃないのに30分くらいかかりました。あるとき、使っていた同僚が、「大野先生、これ30分もかかるちょっとつらいから、もっと速くできないか」というのでいろいろ工夫しました。そしたら、アルゴリズムを変えて3分でできるようになった。そのとき私、すごくアルゴリズムによって効率化を図れることを実感しました。それをこの6年生がもうすでに実感しているのです。時代がずいぶんと変わったなと思いました。

それから、3点目ですけれども、お昼は教育委員会のスタッフで給食の試食をしました。子どもたちが黙食をしているということもあって、皆さん別に申し合わせたわけじゃないけれど、以前はお喋りしながら楽しく私たちも食べたのですが、子どもたちに悪いなと思って、基本的には黙食をしていました。私のそのときの感想ですが、つまらない食事だなと感じました。こういうふうな食事をもう2年以上、小学生、中学生がしているのかと思うと、大変気の毒に思いました。早くコロナが終息して、グループになってみんなで喋りながら食事ができるような時代になってくるように願っています。

以上です。

【委員（稲葉）】 2点気になったことがありました。

昨日、若草小学校に学校訪問に行かせていただいて、プール授業の様子を拝見しました。とても子どもたち元気に楽しく泳いでいたのですが、プールの周りに日除けが全くなかったのです。例年ならば我慢できる日差しも、今年は特に猛暑で、プールサイドにあがっている時間もあります。各学校のプールにきちっと日除けがあって、体調がおかしいなという子どもたちが少しそこに入れるよう、あるいは先生たちもずっと炎天下なので、そこで休めるような日除けが設置されているかどうかの点検をしていただきたいのと、ないところには日除けを、タープでもいいので設置していただければと思いました。

2点目は、ニュースでやっていたのですが、いじめにつながるという愛称やニックネームをやめましょうということが話題になっていました。ある市町村では、教育委員会が「愛称禁止」というふうに各学校へ通達を出されているそうです。青梅市はどのような対応をされているのかなというのがとても心配です。私としては、愛称というのはコミュニケーションツールの一つなので、禁止とすると今度は、禁止されているのに言ったということはいじめの原因になりかねないのですね。愛称を禁止としたからといっていじめがなくなるわけではないので、根本的な取り組みをもう一度学校で先生と話し合っていていただいて、子どもたちと一緒に愛称について、「話題になっているけれど君たちはどう思う？」というふうに、子どもたちへ問いかけていただきたいです。また、これは私の思いですけど、教育委員会が「愛称禁止」みたいに上から下へという通達はしたくないなという思いがあります。もっと根本的にいじめ問題について子どもたちと話すことはまだまだあると思うので、そこは少し心配しておりました。学校の様子ができるようでしたらお知らせ願えるとうれしいです。

以上です。

【教育長（橋本）】 指導室長、何かございますか。

【指導室長（拝原）】 青梅市では特に愛称禁止とまでは言っていないですが、東京都からは敬称をつけるようにということはよく言われています。呼び捨てはやめましょうと。あと、子どもたち同士も敬称をつけましょうと指導している学校は多いと思います。教員も、もちろん授業中は敬称をつけるのですが、特に小規模校だと同じ苗字の子がたくさんいたりして、下の名前と呼んだりします。個人的には、この子は苗字で呼ぶ、この子は愛称で呼ぶというのは、授業中はそういう区別をせずに、授業中と休み時間で使い分けるとか、稲葉委員がおっしゃったように、子どもも人間関係が大切だと思うので、そういうような指導をしていきたいと思います。

【委員（杉本）】 私は、6月17日の音楽鑑賞会に参加しまして、たくさん子どもたちが一堂に会する場の盛り上がりというのを肌で感じて、久しぶりに子どもたちのうれしそうな声がたくさん聞けたなと思いました。ああいう場というのは、これからも、年に1回とか5年生だけというのではなくて、もう少し回数が多く持てないかなと思いました。それぞれの学校が一堂に会する場というのはとても大事な気がしました。青梅市内の小学校のほかの学校の児童の顔を見たりとか、学校の校風がわかったりとか、そういう機会にもなるような気がしました。

今年度は、小学校、中学校というのは西洋音楽を中心としたオーケストラの鑑賞でしたが、ぜひその中に日本の邦楽というのをも混ぜていただいて、例えば能楽鑑賞とか、小学校時代に日本の音楽・演劇というものにも触れる機会を持ってもらいたいなというふうに感じました。

昨日の若草小学校の学校訪問で、校長先生が「青梅学」ということにこだわられていろいろお話しされたのですが、私も青梅学というのにもものすごく興味があるのですが、これは市として、全体の小学校、中学校での青梅学というものに対しての共通認識というか、青梅学に対してどういう取り組みをしていこうかという定義のようなもの、共通認識のようなものはあるのでしょうか。

【指導室長（拝原）】 教育課程の届出のときに、青梅学についてどのように取り組むかということ明記していただいております。各学校の創意工夫で、青梅市で育つお子さんなので青梅市のよいところをしっかりと勉強していこうということでやっております。先日の若草小学校のように系統立てて指導しているところもございます。これも言い始めて何年か経ってききましたので、系統立てて指導することが増えてきたなと感じております。

【委員（杉本）】 ありがとうございます。御岳山に宿泊されたお話もあったように、市内に国宝が2つもある神社に行くとか。郷土博物館にあるような国の重要文化財とか、鎧、鞍とかの国宝から紐解く青梅の歴史というのと、吉野家住宅のような茅葺き屋根の古民家とか。ただ知識として文書で読んだりするだけではなくて、小・中学校のときに実際に行ってみたり触れる体験をするということが大事な気がするのです。

僕が大学の古美術研修旅行の引率をするときに、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館に学生を連れていきます。そのときに、展示されているもの以外に、バックヤードに行つて縄文の土器とか弥生の土器とかを実際にさわらせる、持たせる。そうすると、その質感、肌で感じる感覚で縄文・弥生を感じる。ただただ見るだけじゃなくて、五感に触れるようなことも含めた青梅学になってほしいなと思います。ぜひまたその辺も検討していただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。私からも何点かご報告させていただきます。

この間、各学校におきましては移動教室や修学旅行、運動会等々を実施していただきました。大きな事故の報告等はございませんので、無事に終了しているというところでございます。

6月27日まで6月議会が行われました。今回、一般質問につきましては、校則の関係ですとか、約10件の質問をいただいたところでございます。また後日詳しくご報告させていただきたいと思っております。

それから今回は2件の補正予算がございました。まず1点目は、学校給食の材料費に対する補正でございます。約4%にあたります1,800万円余を一般会計から出していただいて、保護者等の負担を軽減しようと。給食費を値上げしないで頑張っていこうというところでございます。

もう一点、来年度まで学校のトイレ改修、特別教室の空調等を進めておりますが、それとは別に小学校の教員用のトイレと学童保育に近い部分のトイレ改修、2,300万円余の補正予算の議決をいただきました。第一小学校、第三小学校、第五小学校、成木小学校について、そういった部分

のトイレ改修もさせていただけるということになりましたので、ご報告申し上げます。

それからもう一点、現在、市では第7次の総合長期計画策定作業を行っております。広報特集号もお配りをしてございますが、今日から15日までパブリック・コメントが実施されますので、教育委員の皆さま方にもぜひお目通しいたいて、何かありましたらご意見をお願いいたします。

それに関連して、7月25日に小学校のオンライン交流会も行われる予定でございます。

また、年度末までに市長の方で教育大綱の策定も予定していただいておりますので、そこについてもご助言、ご協力等をお願いしたいと存じます。

私の方からは以上でございます。

それでは次に、教育総務課長から順に現況報告などについて説明をお願いします。

**【教育総務課長（芥川）】** 教育総務課からのご報告の前に、申し訳ございませんが、議案資料の訂正がございますので、お知らせをさせていただきます。

提出議案2枚目、「第3回青梅市教育委員会（定例会）教育長報告事項」と、裏面「第3回青梅市教育委員会（定例会）協議事項」となっておりますが、それぞれ「第4回」の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

続きまして、教育総務課からは、2点ご報告をさせていただきます。

1点目は、今年度新たに配置をさせていただきました教育法務相談員に関する都の事業についてでございます。このたび、東京都から「専門家を活用したいじめ問題サポート事業」実施地区の募集依頼がございました。この事業につきましては、東京都教育委員会がいじめ発生の背景が複雑化・多様化する中で、保護者がいじめの初期の段階から法律や医療等の専門家のサポートを受けられる相談体制を区市町村に構築することとして、いじめを迅速かつ的確に解決できるようにし、児童・生徒が安心して学校に通えるようにするという趣旨の事業でございます。今年度、都内区市町村から2地区限定ですが、東京都から募集の依頼がございました。こちらは専門家を活用するにあたり最高1,000万円までの費用を都が委託事業として支出するという事業でございます。この通知を受けまして、青梅市教育委員会でも応募させていただいたところ、6月27日に東京都から決定通知をいただいたところでございます。今後、9月補正予算に計上しまして、議会等にも周知してまいります予定でございます。

2点目は、学校体育館の空調機設備についてでございます。市議会や学校、PTAなど広くご要望いただいております学校体育館への空調機の設置でございますが、このたび市長部局とも協議をさせていただいて、今年度中に全中学校、来年度に全小学校に設置する方向で、現在予算の準備等を進めているところでございます。教育長からもお話がありましたが、今回の6月議会において質問がございまして、教育長から同様に答弁させていただいております。

教育総務課からは以上でございます。

**【学務課長（山田）】** 学務課からは1点、医療的ケア児およびその家族に対する支援の開始に向けた取組状況に関してご報告いたします。

この件につきましては、去る5月18日の教育委員会開催前にお時間をいただきまして、委員の



皆さまには青梅市の現状について情報提供をさせていただいたところでございます。具体的に申し上げますと、市内に導尿の支援を必要としている児童がおりまして、令和3年9月に施行された医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律にもとづきまして、市としてそのご本人およびご家族の負担軽減を図ることを目的に、学校内における支援を検討しているという旨をご報告させていただきました。現在の取り組みにつきましては、医療的ケア児支援の実施要綱の制定、9月議会での補正予算の要求ならびに業務委託契約の仕様書作成などに着手して準備を進めているところでございます。

医療的ケアの実施につきましては10月の開始を予定してございまして、実施要綱の案につきましては次回の教育委員会にてご協議させていただく予定で考えてございますことをご報告申し上げます。

学務課からは以上でございます。

**【指導室長（拝原）】** 私からは、7月の校長会についてご報告いたします。本日午前中に小・中学校の校長会を開催いたしました。私からは大きく7点と、その他として事務連絡を行っております。

1点目は、夏季休業日を迎えるにあたって各学校へ、児童・生徒の健全育成観点から、望ましい生活習慣、熱中症や感染症対策の継続、SNSトラブルの防止について依頼しております。また、家庭学習についても、発達段階に応じて課題を設定するよう依頼しております。

2点目は、令和4年度の校長選考等を含む各種選考の応募状況について報告をしております。今年度は小学校、中学校ともにB選考、副校長を目指すものでございますが、それぞれ3名ずつということで各学校の方から選出いただいておりますので、そのお礼と引き続きご指導をよろしく願いますということで依頼をしております。

3点目が、校長の教育管理職任用審査について報告をしております。

4点目は、服務事故防止に関してということで、7月、8月が体罰防止月間になっておりますので、その研修等の徹底をお願いしております。また、4月から6月が服務事故ゼロということでございますので、日々の指導のお礼と引き続きのお願いをさせていただきます。

5点目が、再任用に関しまして、今年度末退職者の意向調査と管理職の再任用についてお願いをしております。

6点目が働き方改革の引き続きの推進について。

7点目が副校長のヒアリングを行いましたので、その状況について各校長に話しております。副校長のヒアリングでは、小・中学校全員の副校長とヒアリングをさせていただきましたが、皆さん元気に勤務できているということと、教職員にもいろいろと声をかけながら進めているという報告を受けております。

その他8点目としましては、細かいこととなりますが、フリースクールとの連携、教材費の市費負担について、校則の見直し等について、中学校のスピーキングテストについて、子どもを笑顔にするプロジェクトについて、特別支援学級の中学教育について、新規採用教職員について、指導室訪問について、参議院選が迫っておりますので選挙についてということで、各校長に依頼をしてご

ざいます。

以上でございます。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 私からは2点ご報告させていただきます。

まず第1に、市内の新型コロナウイルス感染症の状況についてですが、6月1日から6月30日までの間には17件、感染の報告がありました。ただ、6月7日から6月14日の週と6月22日から6月27日の週については1件も報告はありませんでした。ただ、昨日からまた1件、2件と報告が上がっている状況でございます。都内ではまた感染のレベルを一段階あげたということで、さらに学校の方には感染症予防の徹底について引き続き周知をしていきます。4月から本日までの全体の総数は、203件ということになりました。

続いて第2に、6月27日にこの猛暑の関係で、残念ながら熱中症による救急搬送がありました。来週になると若干落ち着くという報告がありますが、引き続き熱中症予防の徹底と、もしそういった症状が出た場合は迷わず救急搬送するように、各学校にはお知らせをしております。

私からは以上です。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、学校給食センターから3点ほど報告をさせていただきます。本日、それぞれ資料を机上配付させていただきました。

1点目が、「青梅市教育委員会における物価高騰による学校給食の対応について」というものでございます。先ほど教育長からもありましたけれども、6月の補正予算において学校給食の食材購入費1,800万円余について増額の補正を行ったところでございます。コロナ禍による原油高、食用油の高騰、またウクライナの問題などもありまして、物価がどんどん上がっていくという状況が続いている中で、学校給食センターでは食材の工夫だとか献立の工夫で凌いできましたけれども、特に油の高騰が激しく、年間契約でかなりの金額が上がっていくという状況です。ほかの食材購入に支障をきたすということで、早い段階で市長部局と相談をさせていただいて、保護者の負担を増やすことなく対応したいということで、市からの財政支援をいただいたところでございます。

詳しくは資料をご覧くださいと思いますけれども、約4%というところですので、小学校低学年から中学校まで金額は違いますが、一番下に記載しているとおり、平均1食10円程度の支援が行えるというところでございます。

この内容については、ほぼ同様の内容で教育委員会のホームページには掲載しております。今後、保護者への周知につきましては、給食だよりを活用いたしまして、「市からの支援があります。」「物価高ですが保護者への負担は求めません。」というような表現で記載をして、周知を図っていきたいと考えてございます。

2点目でございます。右上ホッチキス留めにしております資料でございます。「根ヶ布調理場敷地に対する土壌汚染対策法にもとづく区域の指定について」というものでございます。

これまで、新学校給食センターの整備の予定地であります根ヶ布の調理場につきましては、過去、製陶工場等があったということで土壌調査、その結果については教育委員会に都度報告をしてきたところでございます。最終的には土壌汚染があったという状況でしたので、3月の終わりに東京都

に土壤の区域指定を申請しておりました。これが東京都から正式に指定がされたということで、1の指定日が令和4年6月20日、区域の名称としては形質変更時要届出区域というものに指定をされたというところでございます。

1枚おめくりをいただきまして、参考までに東京都の公報をお付けしてございます。1枚目の一番上の目次で○の3つ目ですけれども、「土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定」というところで、多摩地区ですので環境局多摩環境事務所が指定しています。

また1枚おめくりいただきますと、一番上の左側に「東京都告示第九百六十号」というところがございます。これが根ヶ布の告示の内容でございます。鉛およびその化合物が1箇所が出たというようなことで、指定の範囲についてはその隣の見開き左上に根ヶ布調理場の敷地がございますが、斜線で網かけになっているところが指定の範囲となります。

最初の1枚目にお戻りいただきます。

この区域の内容でございます。土壤汚染対策法にもとづきますと、土壤汚染があつて周辺に健康被害を与えるおそれがある土地は「要措置区域」といって何らかの措置を必要とするところがございますが、今回青梅市の根ヶ布の方で指定されたのは「形質変更時要届出区域」というものでございます。これは、土壤汚染はありましたけれども、健康被害が生じるおそれのない土地。ただし、区域内で土砂をとったり工事をしたりする場合には東京都に届出が必要といった土地になります。

今後、新学校給食センターでは食品を扱いますので、土をとって区域の解除をした後に整備をしていく、そういった手続で適切に対応してまいりたいと思っております。

最後に、もう一枚、ホームページのコピーですけれども、「青梅市新学校給食センター基本および実施設計委託プロポーザル参加者募集」とあります。第1回の教育委員会の際には、この新学校給食センターの設計をプロポーザルで進めていくということで要綱をお認めいただいたところがございます。要綱にもとづきまして委員会を開催しまして、6月10日から公募型プロポーザルという方法で、教育委員会のホームページにこのような記事を掲載しまして、今事業者を募集しております。

先週、業者から質問を99問いただきまして、非常に注目をされているなというようなところでございます。そういった質疑の内容だとか、周辺住民への今回の土壤の指定の状況だとか、この最後のページにあわせて掲載して周知し、また設計作業を進めているところでございます。

今後の予定ですけれども、10月ぐらいまでには契約を締結する流れで予定しているところでございます。

学校給食センターからは以上でございます。

**【社会教育課長（遠藤）】** 社会教育課からは2点ご報告させていただきます。

まず、図書館サービスの再開についてであります。委員の皆さまには6月6日に、メールにてお知らせをさせていただいたところです。5月22日をもって東京都のリバウンド警戒期間が終了したことに伴いまして、図書館サービスの再開をしてございます。DVDやCDの視聴の席を元に戻すとか、保育サービスを若干人数制限しますが再開する等、順次各種サービスを再開しております。

す。

2点目ですけれども、青少年リーダー育成研修会が6月から8月の間で全6回、開催予定でございます。第1回目が6月19日に開催されました。昨年はコロナの関係で宿泊研修ができなかったのですが、今年は開催できる方向で考えております。先ほど稲葉委員からニックネームのお話がありましたが、この研修では年齢や性別関係なく参加者みんなをニックネームで呼び合うということルールとしております。ニックネームはどんなふうに呼んでもらいたいということを決めて、それを皆さんにお知らせするというようなことで実施をしております。

以上でございます。

【文化課長（北村）】 6月30日ですが、郷土博物館の企画展「青梅の林業と筏流し」においていただきまして、まことにありがとうございます。大変暑い室内で本当に申し訳ございません。

私からは、杉本委員から青梅学についてのお話があったので、文化課の関係で取り組んでいることについてお話をさせていただきます。

郷土博物館では、『おうめ文化財さんぽ』という小・中学生向けの文化財の案内冊子を作成し、市内小・中学校の学校授業等で使うためにも全校に配付をさせていただいております。

また、青梅学に関する取り組みとしまして、7月5日に今井小学校で社会科の研究授業が開かれます。そこでも青梅学をテーマに、青梅の古代という内容の授業をしたいというご相談をいただきまして、当館の学芸員が土器を学校に持って行きまして、授業を行う予定でおります。

文化課からは以上でございます。

---

〔百合委員着席〕

【教育長（橋本）】 百合委員が到着されておりますので、委員4名全員の出席についてご報告をさせていただきます。

---

【教育長（橋本）】 まずは、ただいまの各課の報告についてご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは百合委員、恐縮ですが、報告事項等、何かございましたらお願いいたします。

【委員（百合）】 先月、うちに届いた中学校の学校だよりを拝見させていただいた中に、泉中学校が生徒総会を開いたという内容がありました。来年度から泉中学校では女子の制服のブレザーの変更があるようで、それを生徒会でいろいろ決めたという内容でした。その他にも、掃除の時間に使っているホウキの長さを短いものから長いものにした方が掃除しやすいのではないかという生徒からの声で、これから変わっていくらしいです。そうやって、「私、僕、関係ないわ。」と、今まで生徒会にかかわってなかった生徒たちも、話し合えば自分たちの意見は通る。そして他人の意見を聞いて自分の意見はどうなのかというふうを考えていく力というのは、こういう部分で養われていくと思うので、今まで生徒会にかかわってなかった生徒たちも、こういう機会があるとかわりやすいのではないかなと思いました。

以上です。

【教育長（橋本）】 ありがとうございました。

---

## 1 令和5年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について（学務課）

【教育長（橋本）】 それでは続きまして、教育長報告事項を順次説明させていただきます。

初めに、教育長報告事項の1、令和5年度小規模特別認定校児童・生徒の募集について、を説明いたします。

【学務課長（山田）】 それでは学務課から、報告事項1、令和5年度小規模特別認定校児童・生徒の募集についてご説明申し上げます。

机上に、成木小学校および第七中学校それぞれの募集のリーフレットをご用意させていただいておりますが、こちらにつきましては後ほどお目通しいただくようお願いいたします。

それでは、お手元の報告資料1をご覧ください。

初めに、1の成木小学校でございます。成木小学校につきましては平成21年度から小規模特別認定校制度による児童の募集を行っており、令和5年度で15年目を迎えることとなります。

(1) 学級定員および募集人員の予定でございますが、募集する学年とその学級定員につきましては、例年どおりとなりますが、第1学年から第3学年それぞれ20人としてございます。予定募集人員につきましては、学級定員20人から、第1学年は学区内の入学予定者を、また第2・第3学年につきましては学年進行による進級予定者を除いた人数を募集人数としてございます。

(2) 学校見学会・説明会につきましては2回の予定で、9月2日と10日を予定してございます。

(3) 申込期間および(4) 面談につきましては、それぞれ記載の日程で予定をしてございます。

続きまして、2の第七中学校でございます。第七中学校では平成24年度から小規模特別認定校制度による生徒の募集を行っており、令和5年度で12年目となっております。

まず(1)学級定員および予定募集人員でございますが、募集する学年と学級定員につきましては、第1学年のみ20人としてございます。こちらも例年のとおりでございます。予定募集人員につきましては、成木小学校卒業予定者の9名を除いた11人としてございます。

(2) 学校見学会・説明会等につきましては、7月25日から29日の間に学習活動や部活動の見学、また9月26日に説明会を予定してございます。

(3) 申込期間および(4) 面談につきましては、それぞれ記載の日程で予定をしてございます。

なお、先ほどご紹介しましたリーフレットにつきましては、成木小学校につきましては市内の幼稚園、保育園を通じまして3歳から5歳の園児を対象にすべての保護者へお配りをいたします。また、第七中学校につきましては市内の小学校6年生全員に対して配布、周知する予定でございます。このほかにも、7月15日号の広報おうめ、教育委員会ホームページに記事を掲載するほか、SNSも活用しまして本件の周知を図ってまいります予定でございます。

説明については以上でございます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対してご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（百合）】 第七中学校ですけれども、1年生しか募集しないということですが、例えば市内の他中学校にいて、第七中学校に転校したいとか、そういう相談というのは今まであったりしたのですか。もしあったとした場合は、転校みたいなことはできたりするのでしょうか。

【学務課長（山田）】 就学の条件といたしまして、市内に在学している児童・生徒であれば、理由は特に問わず認めていくものでございます。ただし、小規模特別認定校制度で就学する児童・生徒、特別な支援を要する方につきましては、運営上なかなか難しさも出てまいりますので、ご遠慮いただいている状況でございます。

【教育長（橋本）】 今まで例はあるのですか。

【学務課長（山田）】 入学にあたりまして、お断りした事例というのは、詳細は不明ですけれども、過去に総合的に判断した結果、不適とされたケースがあるということです。詳細については、調べたのですけれども細かい記載を見つけることができなかつた状況でございます。

【委員（百合）】 1年生から2年生に上がるときに第七中学校に行きたいとか、そういう事例はあるのですか。

【学務課長（山田）】 把握している中ではございません。

【教育長（橋本）】 不可能ではないということなのですね。

【学務課長（山田）】 学年の途中でというお話ですか。

【委員（百合）】 それもそうですし、例えば1年から2年という学年の変わり目でもいいのですが、とにかく途中で入りたいという場合。

【学務課長（山田）】 小学校であれば2年生、3年生からの入学は可能でございます。ただ中学生につきましては、1年生だけの募集となります。全体で3年しかございませんので、在籍期間を長くにとって地域との交流やふれあいがある学校生活を考えて、途中での転入については、された事例はございません。

【委員（百合）】 わかりました。

【委員（稲葉）】 事例はないけれど、例えば2年生のときに、この中学校では安心・安全が感じられないので環境を変えて落ち着いて3年次を送りたいということで、第七中学校を選んだりする子が出てくるかもしれないので、そういうときの対応策もしっかりと決めておいた方がいいかなと思います。事が起きてから段取りするのではなくて、在籍期間を長くとるために1年生だけ受け入れるのではなくて、臨機応変にその子の一番学習しやすい環境を整えるというところの基準をもって、前もっていろいろな事例をを考えて、受け入れ体制をきちっとしておいた方がいいのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

【委員（大野）】 要綱があるのではないのでしょうか。その要綱にしたがって進めるのでしょうか。今の質問のようなことについては、特認校制度の要綱には中学1年生からだけとされているのですね。そうであるなら、2年生とか3年生からは、特認校ということじゃなくて特別に配慮しなければい

けないということでの転校となるのではないのでしょうか。特認校としての転入でなくても、一般的にどこの中学校でも特別の事情があるときには特例を認めて転校させているじゃないですか。そういうものに該当するのではないですか。要綱を読み込んではお話しいただいた方がいいのではないかと思います。

【教育部長（布田）】 委員のおっしゃるとおり、それぞれの児童・生徒によって事情があろうかと思えます。杓子定規に判断するのではなく、今後いろいろな状況を把握しながら、整備してまいります。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

---

### 3 諸報告

#### (1) 委員会等会議録

- ア 青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会会議録（教育指導担当）
- イ 青梅市社会教育委員会会議録（社会教育課）
- ウ 青梅市文化財保護審議会会議録（文化課）

#### (2) 事業等の実施予定について

- ア 生涯学習事業実施予定について（社会教育課・文化課）

#### (3) 事業等の実施結果について

- ア 令和4年度学校基本調査結果について（教育総務課）
- イ 生涯学習事業実施結果について（社会教育課・文化課）

【教育長（橋本）】 それでは次に、教育長報告事項の3、諸報告でございますが、あらかじめ委員の皆様には事前に目を通していただいておりますので、この際何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員（大野）】 学校基本調査結果についてです。小学校と中学校でそれぞれ1枚ずつ報告が出ておりますが、昨年も、同じことを質問しているかもしれないので、重複したら申し訳ないのですが、よくわかっていないので、もう一度教えていただきたいのです。

教員のところの、本務者というのはわかるのですが、兼務者は何と何を兼務するのか。具体的にはこれはどこの学校がこういうことで該当するとか、そういうことを教えてもらうと、イメージ的にわかりやすいです。

それから2点目で、負担法吏員というのがございますけれども、負担法というのは何で、それにもとづいた事務職員で具体的にはこういうことですよというのがわかったら教えていただきたい。

【教育総務課長（芥川）】 学校基本調査のまず教員の本務者と兼務者の違いでございます。本務者につきましては、基本的には正規職員でフルタイムの者でございます。再任用も含まれまして、正規職員でも短時間、週3とか4の勤務の方は兼務者に該当します。あと、非正規採用の者、非常勤職員、例えば講師とか、そういう方々につきましても、学校のほかにどこか別に仕事を持っているという意味ではなくて、短時間勤務者は兼務者に該当することになってございます。

次の、負担法吏員というのは、「都道府県費負担に係る都道府県立学校の職員および市町村立学校職員給与負担法」という法律にもとづいた、都の職員、例えば市事務職員ではなくて都の事務職員とか、都で採用している栄養士というのが、この負担法吏員に該当するということでございます。

【委員（大野）】 都事務職員ですか。

【教育総務課長（芥川）】 青梅市では、都事務職員と、栄養士が1名いるのですけれども、そちらの方々になります。

【委員（大野）】 細かいことですが、期限付任用の先生は兼務者に入るのですか。フルタイムだけど正規ではないので。

【教育総務課長（芥川）】 講師および会計年度任用職員などはフルタイムでも兼務者とする、というふうになってございます。

【教育長（橋本）】 それと同様に、期限付の方は兼務者に含まれるということでもいいですか。

【教育総務課長（芥川）】 期限付でも任用期間が1年以上でフルタイム勤務ということであれば、本務者に該当します。

【委員（大野）】 曖昧なところですけど、どうしても知りたいというようなことではないですけど、内容を説明いただいたので、残りは期限付かなと思って質問しただけなので、どちらでもいいといえればいいんですけど。

【教育長（橋本）】 本件に限らず、資料の内容で少し注釈等が必要なものは、ぜひ今後そういった対応をお願いしたいと思います。

ほかにかがでしょうか。よろしいでしょうか。

---

## 日程第4 協議事項

### 1 青梅市いじめ防止マニュアルの改訂について（教育指導担当）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項に移ります。

協議事項の1を議題といたします。青梅市いじめ防止マニュアルの改訂について、を説明いたします。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 それでは、協議資料1をご覧ください。

青梅市いじめ防止条例の改正に伴い、いじめ防止マニュアルの改訂をしております。変更点について説明をしていきます。

まず、開いていただきまして3ページ、上から○の3つ目、いじめの未然防止の研修会の実施を、年1回から年3回へ変更しております。

また、○の4つ目、昨年度まで行っていた子ども議会から変更となります「いじめゼロスローガン」の設定を追加しております。こちらは、各校区ごとに設定をしていきます。

続いて4ページ、いじめ発見のチェックリストのところですが、こちらは、東京都のいじめ総合対策の文言をチェックリストにあわせて掲載をしておりますが、1の表情・態度の中で、前回までは一番下段にありましたが、「いつも一人ぼっちである」というところを一番上段に記載をしました。



こちらについては、やはり児童・生徒がこのような状況のときにはすぐに対処することが必要であるという考えのもと、いじめ総合対策では下段になっておりますが、上段に変更いたしました。

9ページでございます。青梅市いじめの防止に関する条例の改正に伴いまして、学校の対応の部分を図等に変更しております。児童・生徒および保護者からいじめに関する相談があった場合について、をあらわしております。

13ページになります。第20条、第21条に変更した点を示しております。委員会への報告、いじめに対する措置のところを、条例改正にあわせて変更しております。

22ページ以降ですが、「いじめによる重大事態の判断について」をよりわかりやすくするために、以前作成をしておりましたフローチャートを追加しております。

最後ですが、チェックリストです。別刷りで配付していると思いますが、以前のいじめ問題対策委員会の指摘にあわせて表現を変更しているというところがございます。

よろしくご協議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**【教育長（橋本）】** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しましてご質疑等ございましたらお願いいたします。

**【委員（百合）】** 前にこのチェックリストを見せていただいたときにも質問したのですが、この「チェックリスト」と書いた横に、「お子さんがいじめの加害者・被害者になっていませんか？」という質問がされているということは、やはり親御さんが読まれると思うのですが、「青梅市在住の日本国籍じゃない保護者、日本語が話せない保護者用に、各国の言葉でこのチェックリストがつくられていますか。」という質問を、以前もしたと思うのです。今はそのような準備をされていて、渡せるようにはなっているのでしょうか。

**【教育指導担当主幹（鈴木）】** 今ご指摘いただいたように、日本語版、英語版を用意しております。本日、机上にはご配付しておりませんが、日本国籍ではない保護者へも対応できるように準備をしております。個々に応じて必要があればこちらで検討しまして配付していきたいと思っております。

**【委員（稲葉）】** 英語は、以前の教育委員会で拝見したときに、大野委員から、この言い回しは変じゃないですかという指摘がありました。私は英語が苦手ですけれども、その辺は英語版も提示していただいて、表現が的確かどうかというのは英語の先生とかに見ていただいて、もう一度確認した方がいいかと思っております。前回、意見を言ってもう一回教育委員会へ出していただいた文言が前に指摘された文章と同じで訂正されていなかった記憶があるので、今回出された英語版がそれと同じような感じだったら、もう一回検討する必要があるかなと思うのです。何年か前の話かもしれません。

**【委員（大野）】** 指摘したのは私ですが、たぶん受けただけで何もしなかったのが、誤りがあったかと思うのです。私というよりも、市内在住の英語ネイティブの方などにもう一回チェックしてもらったらどうですか。ほかにもスペイン語とか何語とか市内在住の子どもがいるご家庭向けのものをつくったら、必ずネイティブチェックを受けるという形にしてもらったらいいと思っております。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 再度こちらについてはチェックいたしまして、またご覧いただければと思います。よろしくお願いします。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

【委員（杉本）】 今ご説明いただいた第20条の改訂のところなのですが、委員会に報告という形で書かれているのですが、教育委員にも説明があったり、報告があったりというのは、この時点でもあるのですか。どの時点で僕らがお話を伺うことができるのかを知りたい。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 この委員会への報告というのは、学校から事務局側に報告を受けるということで、現状、4月から事務局で一件の案件について、解消までの90日間において学校と連携をしまして、追跡の調査という形を行っております。90日後、3ヵ月を経過したものについては本人と面談をして、その期間、心身的に影響はないか、いじめの加害行為がおさまっているかという確認をしながら、解消に向けてそういったマネジメントを事務局でしている状況です。

委員会への報告というのは事務局への報告ですが、教育委員の皆さまにも定例会等でご報告できるかと思います。

【委員（杉本）】 重大事態になる前に、ある程度の案件は知っておいて、それがどういうふうな経緯で重大事態に発展していくかということも、事後報告で伺うより、このような事案がありますということをもっとお話しただけると、突然伺うよりはいいかなと。なるべく情報として早めにお知らせいただければと感じました。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 こちらのマネジメントについては、重大事態を生まないということでは本年度から始めまして、現状ではそういった内容、30日以上いじめをもとに休んでいるとか、そういう子については今のところいない状況でございますので、もしそういったことがありましたら、早めにお知らせしていきたいと思います。

【委員（大野）】 いじめとか生活指導面のことについてはなかなか公開の席では報告しづらいことはございますよね。しかし、工夫しながら、できるだけ教育委員に対してはその途中途中、こういうのが何件ありました、特にこういうことについては今対処しているところだと、途中経過でいいから、これに限らず教えていただけたらありがたいと思います。

【教育長（橋本）】 貴重なご意見ありがとうございました。今後十分に気をつけながら対応していきたいというふうに思います。

ほかにいかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 これはいじめの根絶に向けてなんですけど、実際に自分がいじめを受けたときに、自分でまず、いじめられたということを発信できるような力もやっぱり育てていかないとけないと思うので、実際にそういう事柄に遭ったときにどう対処するかということをもっと具体的に学べるワークショップをぜひ取り入れてほしいと思います。

子ども向けのいじめや暴力に遭ったときに自分自身の身を守る、安心・安全を守るためにどう対応したらいいかというのを、道徳教育の教科書の中では出てこないもので、ワークショップで体験し、みんなで考えるような授業。私が見てきたところでは小学3年生、4年生ぐらいが一番適切かなと

思うので、ぜひぜひそういうものを取り入れていただくと、基本的人権をベースにした自分自身を守るということは、具体的にどうやったらいいのかということが子どもにわかると思うのです。そういうものを授業の中に入れるのは大変かもしれませんが、道徳教育の一つとして入れていただければ、自らを守ることができるような力が育つのではないかと。そして、自らを守るということは、他人を守っていくことにもつながると思うので、ぜひ積極的に入れていただければと思います。事が起こる前に、子ども自身がそのことを軽く済ませられる方法というか対応策というものを具体的に、親からはなかなか教えられないので、学校教育の中で取り入れていただければと思います。これは意見です。

【教育指導担当主幹（鈴木）】 いろいろありがとうございました。それについてはまた検討してみたいと思います。

青梅市では、7月の夏休み前までに、「SOSの出し方教育」というものを全校で実施をしていきまして、何かつらいことがあったら助けを求めることができるようなことを指導する教材、DVDを各学校に配布しておりますので、それに応じて継続して、SOSを出せる児童・生徒の育成を図ってまいりたいと思っています。

【教育長（橋本）】 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

協議事項ですので、お諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市いじめ防止マニュアルの改訂について、承認されました。

---

## 2 青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会設置要綱の制定について （文化課）

【教育長（橋本）】 次に、協議事項の2、青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会設置要綱の制定について、議題といたします。担当から説明いたします。

【文化課長（北村）】 それでは、協議資料2をご覧ください。提出資料は説明資料と要綱の2枚でございます。1枚目の資料にて説明させていただきます。

初めに、1の制定の理由につきましては、青梅市郷土博物館および青梅市立美術館の施設および運営に関する今後のあり方について必要な事項を検討するため、青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会を設置しようとするものでございます。

次に、今回の制定に至りました経過について簡単に説明させていただきます。

平成31年4月に青梅市美術館等複合化検討委員会を設置し、美術館と郷土博物館の複合化について協議をしてまいりましたが、両館の施設面や事業面での課題を初め、先進施設との比較、また美術館運営委員や文化財保護審議会委員のご意見を参考にした結果、複合化については不可能とい

う結論になりまして、令和4年2月16日開催の令和3年度第14回教育委員会臨時会にて報告をさせていただきました。その際説明させていただきましたが、郷土博物館や美術館については市民生活において必要不可欠な施設であることから、美術館については老朽化対策として令和5年度以降の予算計上に向けて改修設計に関する協議を担当課と行うとともに、施設再編については両施設のあり方や問題点等検討する必要があるため、本検討委員会を設置するものでございます。

次に、説明資料に戻りまして、2の制定の内容についてでございます。

(1)の所掌事務につきましては、ア博物館等の施設および運営に関する事、イその他必要な事項に関する事、としております。

(2)組織につきましては、ア委員長としまして教育部長、イ副委員長としまして企画部長および施設担当部長、ウ委員としまして企画政策課長、施設課長、商工観光課長、教育総務課長、文化課長および美術担当主幹、としております。

(3)任期につきましては、この要綱の実施の日から(5)の規定による最終検討結果の報告のあった日まで、としております。

(4)委員長等の職務、会議および部会につきましては、委員長、副委員長の職務、会議の招集ならびに部会の設置等について所要の規定を置く、としております。

(5)報告につきましては、委員会は教育委員会および市長に対し、必要に応じて委員会の検討経過を報告するとともに、最終検討結果を報告する、としております。

最後の実施期日等につきましては、令和4年7月1日から実施し、2(5)の規定による最終検討結果の報告のあった日の翌日をもって廃止する、としております。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員(大野)】 質問です。実は今よく聞き取れなかったので理解ができていないのですが、私の言葉で言い直すならば、平成31年4月に委員会を設置して検討してきたけれども、両方を合併させるのは難しいだろうという結論となり、あらためて検討しようということで、これを設置したということですか。内容としては、例えばつくり替えるとか、もう一回こういう方法で一緒にするとか、そういう大きなことを検討するのか、それとも当面の間、美術館はこういうふうに進めようとか、郷土博物館はこういうふうに進めようとか、そういうような運営ということを検討するのですか。そこがよくわからなかった。

【文化課長(北村)】 説明が不十分で申し訳ございません。美術館等複合化検討委員会において、美術館の中に郷土博物館の機能を移せないかという検討も進めてきたところではありますけれども、皆さんにも見ていただきましたが、両施設とも老朽化しており、やはり収蔵スペースもともに満床という中で、現実的には難しいであろうというところで、複合化については現実的でないという結論に至りました。

ただ、美術館も博物館も施設はどんどん老朽化が進んでまいりますので、そのままにしておくわけにはいきません。まず美術館については、今も開館業務等にも支障が出ているところがございますので、今の施設を長寿命化という言葉がいいかわかりませんが、館内設備の更新を行い、改善していきたいと考えております。

また、郷土博物館につきましては、美術館よりさらに古い施設でありますので、老朽化は進んでおります。数年前の台風等で多摩川が増水し被害等もありましたので、今の場所ではなく、移転等も含めて検討していかないといけないと思っております。

ただ、移転については時間を要することでもありますので、まず両施設について今後こういった形で運営していけばいいのかということも含めて検討していくというのが、今度のあり方検討委員会と考えております。

**【委員（大野）】** 教育委員に杉本先生をお迎えしているので、市役所の部課長たちで委員会をつくって進めていく途中で、ぜひ杉本先生から、こういうふうを考えているのだけどどうだろうかということでお聞きして、ご意見をいただけたらいいと思うのです。せっかく委員でおられるのですから、美術の専門家の知見を大いに活用させてもらって。そういうことをお願いしたいなと思います。杉本先生のご意見をたくさんいただけてくださいということです。

**【文化課長（北村）】** 今回の検討結果については、あくまで報告のみではなく、進捗状況についても随時説明させていただいて、先生方のご意見を頂戴したいと思っております。よろしくお願いたします。

**【教育長（橋本）】** 杉本先生、その節はよろしくお願い申し上げます。

ほかにかがでしょうか。

**【委員（稲葉）】** こういう郷土博物館とか美術館というのは、どんどん他の市町村でも建て替えられたりしています。複合施設の中に入ったりもしています。他市が建て替えているものについてインターネット等を駆使していろいろ探して、必ず理想的な、青梅市だったらこういうのがいいなというのが見つかると思うので、そのリサーチは相当しておいた方がいいのかなと思います。数人で考えて、その数人が複数ずっとリサーチするとリサーチ数が増えて情報網が多くなるので、その中からの選択肢というのは増える、いいものができると思うのです。どんどん他市町村を参考にして、青梅市らしい博物館、美術館というものを新しくするなり、縮小してもこれならいいなというものができるといいなと思っております。

青梅市は西の端なので、なかなか都心のいいところに子どもたちは出かけられないです。親も連れて行かれない。そうすると、この西の端にも小さいけれど充実した美術のものがあるよ、充実した郷土博物館になっているよというものが設置できれば、他市からも見に来ていただけるかなと思います。今ある美術館とか博物館の展示物、掲示物、すごく努力されているのがとてもわかるので、その努力が実るようなハコモノというのを早く設置できるといいなと思っております。頑張ってください。よろしくお願いたします。

**【教育長（橋本）】** ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それではお諮りをいたします。

本件を、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、青梅市郷土博物館および青梅市立美術館のあり方検討委員会設置要綱の制定について、は承認されました。

---

### 3 成人年齢引下げに伴う成人式の新たな名称について(社会教育課)

【教育長(橋本)】 次に、協議事項の3を議題といたします。成人年齢引下げに伴う成人式の新たな名称について、を説明いたします。

【社会教育課長(遠藤)】 それでは、机上にご配付させていただきました協議資料3をお目通しいただきたいと思っております。成人年齢引下げに伴う成人式の新たな名称についてでございます。

令和4年6月21日、青梅市社会教育委員会議におきまして協議をいたしまして、ご意見をいただきましたので、ご説明させていただきたいと思っております。

社会教育委員会議では、名称ですが、「令和〇年」というところに年数が入りますので、今年度であれば「令和五年成人の日 青梅市二十歳を祝う会」という意見でございました。

まず理由といたしまして、記載のとおりですが、成人年齢が18歳に引下げられたことから、「成人」という言葉を避けて二十歳(はたち)を用いることで、対象者が20歳であるということがわかるのではないかと。

2つ目といたしまして、今までの成人式の目的である「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます。」は、これからの式典でも継続し目的としていくことから、祝いの式典として「祝う会」とした方がいいのではないかと。

3つ目といたしまして、20歳になったことを祝うだけではなく、成人としての自覚を再度持っていただくということも大切ではないかということ。それから実施日が、これからも成人の日を実施をしていくものであるから、「成人の日」を入れるということで、このような「令和五年成人の日 青梅市二十歳を祝う会」ということでございます。

それから、26市に調査をしたところ、ほとんどのところが「二十歳を祝う会」や「二十歳の集い」といった名称が多かったところでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくご協議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

【委員(稲葉)】 なぜだかわかりませんが、この名前、違和感あります。成人が18歳なのに「成人の日 青梅市二十歳を祝う会」、何か変じゃないですか。成人は18っていわれているのに、

私個人的にはすごく違和感があるのですね。

【社会教育課長（遠藤）】 社会教育委員会議でもその辺の議論がありまして、今は18歳から成人ということですが、今まで20歳が成人ということになっていました。それらを踏まえまして、再度、20歳になって成人ということを自覚してもらいたいということで、「成人」という言葉を入れた方がいいのではないかとということと、1月の第2月曜日が成人の日であり、その日に実施することは変わりませんので、そういう意味も含めて「成人の日」ということを入れさせていただいております。

【教育長（橋本）】 社会教育委員会議でもこの辺のところは議論があって、割り切っていえば、成人の日にやりますと、これはもう変わらないわけですね。だから、「成人」という言葉をどこかで目にさせたいという思いと、「成人の日」というものの事実、その後で主なタイトルとして「青梅市二十歳を祝う会」というところをつけて、合作的に一つの式典の名称としてお考えいただいたというところだと思っております。

【委員（稲葉）】 18歳はどう思うでしょう。18歳は成人だと思えて言われているじゃないですか。そして選挙権もあって、いろいろ勉強もしています、高校生は高校生なりに。何かその辺、高校生はどう思うのかなと思って。

【社会教育課長（遠藤）】 18歳という年齢ですが、通常ですと高校3年生というところで、人生の岐路というか、就職、受験ということもあって、そこはなかなか集まることも難しいということですので、全国的に、20歳で式典をやるということがほとんどでございまして、そういった意味で18歳というよりは20歳でやるというところで決まっているところでございます。

【教育長（橋本）】 いかがでしょうか。少なくとも20歳でやっていこうといこうが決まった中で、法的には18歳が成人ですので、「成人式」という言葉はもう使えないというようなことからもちろん始まっているわけです。その中で、実施日は成人の日（祝日）といったことで20歳をお祝いすると。先ほども言いましたけれども、「成人の日」の「成人」には、いわゆるお酒も飲めるようになる、たばこも吸えるようになるというのが20歳。そういったところも含めてお酌み取りをいただきたいというようなお考えがあって、悩んだ末に結論としてお出しいただいたと思っております。

【委員（稲葉）】 別枠で考えればいいですね。もし「成人」という言葉を使いたいのだったら、「青梅市二十歳 成人を祝う会」とすると、20歳の成人を祝うのだなとすっきりいくのですが。それとも、「成人の日」を別に入れなくても「二十歳を祝う会」でもいいのではないかなと思うのですが。

【教育長（橋本）】 事務局いかがですか。

【委員（稲葉）】 すみません。たくさん社会教育委員さんも議論されたと思うのですが。別枠と考えると、これでいいと思います。

【社会教育課長（遠藤）】 そうしましたら、「令和五年 青梅市二十歳を祝う会」ということで今月の社会教育委員会議へ再度諮らせていただきたいと思っております。社会教育委員会議では教育委員

会でいろいろ議論していただきたいというご意見もいただいていますので、教育委員会ではこういうことになりましたということでご報告をさせていただきます。

【教育長（橋本）】 今、社会教育課長から申し上げました、社会教育委員さんにもあらためてご報告をして、教育委員会の協議結果というようなことでお伝えするという方法はもちろんとれると。それが正規のやり方ですので。そういったことを踏まえて、今の案ではどういうことになるのですか。

【社会教育課長（遠藤）】 「成人の日」をとりまして、「令和五年 青梅市二十歳を祝う会」。

【教育長（橋本）】 その年数だけがずっとかわっていくことになるのでしょうけれども。ただいまの協議結果を踏まえて、あらためてお示しした事務局案ということになるわけですが、その名称も含めて、もう一度いかがですか。

それでは、今、社会教育課長の方から申し上げました「令和五年 青梅市二十歳を祝う会」、これを名称として使っていくというようなことで、最終調整をさせていただくということでご異議ございませんでしょうか。

【委員（大野）】 すみません、社会教育委員会議への報告の際、社会教育委員の方には、先ほど稲葉委員がおっしゃった18歳の子たちの気持ちはどうなのだろうかと。そのところで私たち教育委員会では多少支障があると感じたと。18歳の子という立場からぜひご説明いただけたらありがたいなと思います。

18歳になったら成人だから、しっかり責任持って、これから大人としてやりなさいというふうに指導すると思うのですよね。18歳から成人なのだと。でも、20歳も一つの区切りですからね。それは別として祝うと。そういう意味でしょう、稲葉さんが引かかったところはね。ぜひその趣旨をお伝えいただけたらと思います。

【社会教育課長（遠藤）】 確かに対象となる18歳の気持ちということで、細かい数字は持っていないのですが、令和2年のときに、年齢が下げられたということで、20歳で成人式をやるべきなのか、18歳でやるのか、全国的な調査があった中では、20歳でいいのではないかというのが多かったように見受けられました。稲葉委員のご意見をお伝えしたいと思います。

【委員（稲葉）】 ありがとうございます。

【教育長（橋本）】 社会教育委員が一生懸命考えてくれたものの少し対案的なものをお出しするのだから、それをどういうことで協議があつてというようなことが大事だという大野委員の指摘。ですから、こういった議論があつてこういった案でいかがかというふうになったのだということもしっかり説明の中に加えて社会教育委員へご説明するということがよろしいですか。そのように対応をお願いしたいと思います。

それでは、たくさんのご意見をありがとうございました。今の変更した案とすることで、本件について承認することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員（大野）】 戻すということで承認ですか。



【教育長（橋本）】 わかりやすく言うと、「令和五年 青梅市二十歳を祝う会」という名称とすることでご異議ございませんかということでございます。

【委員（大野）】 私たちもそれほど多く議論しているわけでないし、社会教育委員の方々もずいぶん議論してこられたのだと思いますので、私たちからの提案はそういうことで言っていて、教育委員会としてこれだ、「令和五年 青梅市二十歳を祝う会」が教育委員会として決定版であるというような、そういうニュアンスが残らないように。ここは決定しないでいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員（稲葉）】 今回の案を社会教育委員さんたちに戻していただければいいと思うのです。教育委員としては、18歳が成人であるからという理由で、もう一回、社会教育委員さんどうですか、という提案でもって言っていただいて、ここでは決定しないで差し戻しというのですか、その方がいいと思うのです。相当議論してくださっていると思うので。

【委員（杉本）】 どうしても「成人の日」を入れたいのであれば、改行して「令和五年一月十五日 成人の日」とつけたいと思うのです。

【委員（稲葉）】 表題としては、垂れ幕としてはかっこいいですね。

【委員（杉本）】 もし「成人の日」をどうしても入れるのであればね。

【教育長（橋本）】 いろいろな要素を含んでいる中でのいろいろなご意見をいただいて、本日の教育委員会の会議の中ではこういった意見が出たというような方向を、社会教育委員会会議に対してあらためてお示しすると。そこであらためてご意見をいただいたものを最終的なものにしていくという行程を踏むということ。その手法を決定ということでさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ありがとうございます。

---

## 日程第5 議案審議

### 議案第4号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案審議に移ります。

議案第4号を議題といたします。青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【学校給食センター所長（中村）】 それでは、議案第4号、青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

本議案は、青梅市立学校給食センター条例第3条の規定にもとづき、教育委員会が委嘱する委員の変更について提出したものでございます。

議案書を1枚おめくりいただきたいと存じます。令和4年度青梅市立学校給食センター運営審議会委員名簿でございます。

今回の委員の委嘱でございますけれども、表の一番下のお二人、選出区分が条例第3条第3項第4号で定める児童・生徒の保護者を代表する者につきまして、小・中学校のPTA連合会の役員

改選に伴い変更しようとするものでございます。

下から2行目の小学校PTA連合会につきましては、左側に記載の〇〇〇〇様から、右側に記載の〇〇〇〇様、中学校PTA連合会につきましては、左側に記載の〇〇〇〇様から、右側に記載の〇〇〇〇様を新たに委員に委嘱しようとするものでございます。

なお、任期でございますが、表の下左側に記載しておりますが、現在の委員の残任期となるため、決定後の7月2日から令和5年8月31日までとなります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【教育長（橋本）】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第4号 青梅市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

#### 議案第5号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について

【教育長（橋本）】 次に、議案第5号を議題といたします。青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について、を説明いたします。

【社会教育課長（遠藤）】 それでは、「議案第5号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。

本議案は、青梅市図書館条例第20条の規定にもとづき、社会教育関係者として青梅市小学校PTA連合会から選出されておりました委員の退任に伴い、議案のとおり〇〇〇〇氏を新たに委嘱しようとするものであります。

任期につきましては、令和4年7月2日から、前任者の残任期間でございます令和5年9月30日まででございます。

1枚おめくりいただきまして、表左側の〇〇委員にかわりまして、右側の〇〇委員を新たに委嘱しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

【教育長（橋本）】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第5号 青梅市図書館運営協議会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

### 議案第6号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について

【教育長(橋本)】 次に、議案第6号を議題といたします。青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について、を説明いたします。

【文化課長(北村)】 まず初めに、議案の差替えにつきまして説明をさせていただきます。事前にお送りいたしました議案第6号の1枚目の中段、任期の「令和4年7月2日から令和4年10月6日まで」のところを、「令和4年年10月6日」と「年」が一つ多く記載されておりました。本日差替えとなりましたことを、この場をおかりしてお詫び申し上げます。

それでは、議案第6号、青梅市美術館運営委員会委員の委嘱につきましてご説明申し上げます。

本議案は、青梅市美術館条例第21条の規定にもとづきまして、青梅市美術館運営委員会委員を委嘱しようとするものでございます。

内容でございますが、資料の表に記載しておりますとおり、青梅市美術館条例第21条第3項第1号の社会教育関係者の1名について、前任者の退任に伴いまして推薦をいただきました方に委嘱をしようとするものでございます。

資料を1枚おめくりいただきますと、現在の委員7名を左側に記載し、今回の改選後の1名を右側に記載しております。上から2人目、社会教育委員の〇〇〇〇氏にかわりまして、同じく社会教育委員の〇〇〇〇氏を新たに委員として委嘱させていただこうとするものでございます。

また1枚目の資料に戻りまして、任期につきましては令和4年7月2日から、前任者の残任期間であります令和4年10月6日までとしております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

【教育長(橋本)】 説明は終わりました。ただいまの説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、これより採決いたします。

本件を、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、「議案第6号 青梅市美術館運営委員会委員の委嘱について」は原案どおり可決されました。

---

## 再 日程第3 教育長報告事項

### 2 青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分報告について(指導室)

【教育長(橋本)】 次に、教育長報告事項の2に戻らせていただきます。青梅市教育委員会事務委任規則第3条にもとづく専決処分報告について、を議題といたします。

本件は、青梅市教育委員会事務局職員および青梅市中学校職員の人事異動の決定に関し、青梅市教育委員会事務委任規則第3条の規定にもとづき、教育長の臨時代理をもって専決処分した事案の報告であります。

本件は、人事案件でありますことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項および同条第8項の規定にもとづき、非公開としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【教育長(橋本)】 ご異議ないものと認めます。よって、出席委員の3分の2以上の多数で議決いたしましたので、非公開とすることに決定いたしました。

ここで、関係する職員以外の退席を求めます。

[ 退 席 ]

---

[非公開]

---

[公開]

【教育長(橋本)】 ここから、会議を公開といたします。

---

【教育長(橋本)】 以上で、予定された案件についてはすべて終了いたしました。その他何かありますか。

【教育総務課長(芥川)】 教育総務課から1点、ご報告させていただきます。

配付資料はございませんが、教育委員会の会議における事務局側の職員の対応についてでございます。

次回、8月の定例会から予定してございますが、事務局側につきましては、今までの紙資料ではなく、こちらの場にノートパソコンを持ち込んで対応させていただきたいと思っております。パソコンを持ち込ませていただくことによりまして、議案審議等、委員の皆様からご質問、ご意見いただいた際に、手持ち資料がなくて回答保留が少なくなることや、質問に対しても、その場ですぐ答えられる場合も多くなるかと考えてございます。教育委員の皆様には、そういうことでご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今後につきましては、委員の皆様につきましても、以前からご意見もいただいているところですが、同様にパソコンでの資料配付ができるよう、引き続き検討を進めてまいりたいと考えてございます。

もう一つ、委員の皆様からご指摘、ご意見をいただいております学校だより等の発行物のデータ化なのですが、今、指導室で学校と協議をいたしまして、2学期分から始められるように準備を進めてございます。それまでの間は、しばらく紙配付を継続させていただくこととなりますが、こちらにつきましてもご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【教育長（橋本）】 ただいまの説明に対しご質疑等ございますか。よろしいですか。

それではご了承いただきますようお願いを申し上げます。

ほかにありますか。

【文化課長（北村）】 文化課から1点、吉川英治記念館の事業について、机上に配付させていただきましたチラシをご覧いただければと思います。本日、市の広報でも1面に紹介しておりますが、夏季展示「吉川英治と市所蔵直筆資料展PARTⅡ」としまして、青梅市吉川英治記念館と文豪とアルケミストのタイアップ展示を行います。本展示会は、昨年度に続きましての第2回目となりますが、今回も吉川英治を始め菊池寛や川端康成、室生犀星などの著名作家の直筆原稿や書簡などの展示をいたします。

また、チラシ裏面もございますが、今回の展覧会では、キャラクターの等身大パネルを3枚飾り、関連グッズの販売も行います。

左側の小泉八雲は、「雪女」の石碑が調布橋のたもとにございます。昭和レトロ商品博物館にも展示のコーナーがございますので、ご協力をいただきまして、等身大パネルを設置させていただく予定です。また右側の太宰治につきましては、御獄駅前にあります玉川屋に阿佐ヶ谷会のメンバーと訪れたということがございますので、御岳交流センターに等身大パネルを設置して、この3箇所を周遊いただく仕組みを考えております。

先ほどお配りいたしましたクリアファイルの裏面にも、その3箇所を巡るような案内の地図を載せて、少しコロナも落ち着いてくれたらと思いますが、青梅市内にあります文豪ゆかりの地を巡るというような企画を実施する予定でおります。

会期につきましては、7月2日から9月25日まで開催いたします。ぜひ会期中にはお越しただけたらと思います。

以上です。

【教育長（橋本）】 説明に対しご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、今後の日程について教育総務課長から説明いたします。

【教育総務課長（芥川）】 それでは、お手元の今後の日程をご覧ください。

7月1日、この後でございますが、午後4時から教育委員と小学校長との懇談会、テーマは「ICT教育推進の現状と課題」、会場は別棟、議会棟3階の大会議室でございます。

7月8日、中学校音楽鑑賞教室 時間と会場は記載のとおりでございます。

続きまして、7月13日および7月15日、学校訪問、時間、訪問校は記載のとおりでございます。

次に、7月25日、東京都市教育長会研修会、時間、講師、テーマ、会場につきましては記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。8月3日、第1回教育委員協議会、第5回教育委員会定例会、社会教育委員と教育委員との懇談会、それぞれ会場、時間については記載のとおりでございます。

今後の日程については以上でございます。

【教育長(橋本)】 今後の日程について説明させていただきました。ご不明の点等ございませんか。よろしいでしょうか。

---

#### 日程第6 教育長閉議および閉会宣言

【教育長(橋本)】 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。長時間ありがとうございました。

---

午後3時30分閉会

青梅市教育委員会会議規則第26条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会教育長

青梅市教育委員会委員